

令和2年 第12回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和2年12月15日(火)

会 場 南会津役場本庁

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年12月15日(火) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津役場本庁 3階正庁
- 3 出席した委員

農業委員 9名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信		
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二	6番	塩生 隆晴
7番	渡部 一男			9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 13名

田島第1	渡部 昭雄	田島第2	星 又エ門	田島第3	星 仁
		田島第5	湯田 孝義		
		田島第8	平野 信行	田島第9	渡部 徳男
田島第10	渡部 和幸	田島第11	猪股 忠久	舘岩第1	齋藤 融
舘岩第2	大山 憲三	舘岩第3	芳賀 敏		
南郷第1	五十嵐 和			南郷第3	目黒久一郎

- 4 欠席した委員

農業委員 2名

3番	湯田 義三	8番	芳賀 美紀		
----	-------	----	-------	--	--

推進委員 4名

田島第4	湯田 慎也	田島第7	浅沼 誠治	伊南第1	森 哲男
南郷第2	五十嵐久長				

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主 査	馬場 隆一
------	-------	---------	--------	-----	-------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条後の事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第4号 農地利用集積計画決定について
- 日程第8 議案第5号 農地利用配分決定(案)に対する意見について
- 日程第9 議案第6号 耕作放棄地の非農地判断について

7 会議の概要

	事務局が開会宣言の前に議案第1号、事件番号35の取り下げ理由の説明、議案第2号、事件番号1の訂正理由の説明をする。会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
議 長	それでは、只今から議事に入ります。 日程第1「欠席委員の報告について」であります。欠席の届け出がありました農業委員は3番湯田義三委員、8番芳賀美紀委員であります。本日の出席委員は9名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。 また、会議規則第10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、13名に出席していただいております。
議 長	続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、10番室井文一委員、1番馬場崇裕委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。
議 長	日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事務局から報告してください。
事務局	(事務局長が議案書にそって報告)
議 長	只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたらお願いします。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事件番号1について、地区担当調査員の田島第7区浅沼誠治推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。
事務局	事務局の八木沢です。調査結果を推進委員からお預かりしておりますので報告させていただきます。譲渡人、譲受人、土地の所在等につきましては議案書のとおりとなりますので、議案書3ページ、事件番号1番をご参照ください。12月11日に申請人の代理人の◆◆◆◆に電話で調査を行ったとのございました。調査した内容ですが、申請理由、農地法第3条の許可についてでございます。申請理由ですけれども、譲渡人は、財産管理人として裁判所より選任された弁護士であります。明治時代の方が所有していた共有地を持ち分、43分の1を贈与するために財産管理人となりまして、その持ち分を譲受人に贈与するという内容で

ございます。

農地法第3条の許可要件5つの部分についてですが、まず下限面積要件ですが、譲受人の現在の耕作面積は田が□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計で□□□□㎡でございます。申請地は、農用地区域内の土地ですので下限面積は30aとなります。耕作面積が下限面積の30aを超えていますので下限面積要件は問題ありません。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容、聞き取りしましたところ、世帯で150日ほど農作業に従事することができる予定だということでしたので、目安となる150日をクリアしているということなので問題はないとのことでございます。3点目、地域との調和要件でありますけれども、申請地には水稻を作付けする計画でございます。共有地の持ち分の移転ということでございますから、従前の経営内容を引き継ぐという内容でしたので、特に他の農地の営農に影響を与えることはないと考察されるとのことでございました。4点目、農地のすべてを効率よく耕作するという全部効率利用要件につきましてですが、譲受人の住所、こちらが***となっておりますけれども、高齢の母親がおりまして、実家である南会津町の***から***の職場まで通っているということです。こちらに在住されているということで、耕作の距離的な問題はないとのことであります。譲受人は、耕運機などの大型農機具を保有しておりましたので営農については問題ないだろうと、共有部分の持ち分の移転ですので特に耕作面積が増減するというような内容ではありませんので経営面積には影響は出ないだろうとのことでした。

最後に法人の要件なんですけれども、譲受人は法人ではなく個人ですので特に問題はございません。以上、調査をしました結果、許可が相当であるとの報告でありますので審議のほうよろしく願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第7区浅沼誠治推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。

事務局

事務局の八木沢です。事件番号2について推進委員からお預かりしておりますので報告させていただきます。譲渡人、譲受人、土地の所在等

につきましては議案書 3 ページ、事件番号 2 番をご参照ください。1 番と同様なんですが 12 月 11 日に電話で申請者の代理人である弁護士に調査を行ったとのことでございます。調査した内容ですが、申請理由、農地法第 3 条の許可についてであります。申請理由がこれも先ほどと同じになってしまいましたが、譲渡人は、裁判所から財産管理人として裁判所より選任された弁護士であります。明治時代の方が所有していた共有地を持ち分、43 分の 1 を整理するため財産管理人となりましてその持ち分を譲受人に贈与するという内容でございます。農地法第 3 条の許可要件についてですが、まず、下限面積要件につきましては、譲受人の現在の耕作面積は田が□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計で□□□□㎡でございます。申請地は、農用地区域外の農地ですので下限面積は 1 ㎡となります。耕作面積が下限面積の 1 ㎡を超えていますので下限面積要件は問題ありません。2 点目、農作業常時従事要件ですが、申請書の内容、聞き取りしましたところ、世帯で 150 日ほど農作業に従事することができる予定だということでしたので目安となる 150 日をクリアしているということなので問題はないとのことございました。3 点目、地域との調和要件であります、申請地には水稻を作付けする計画となっております。共有地の持ち分の移転ということで、従前の経営内容を引き継ぐという内容でしたので、特に他の農地の営農に影響を与えることはないとのことでした。4 点目、農地のすべてを効率よく耕作するという全部効率利用要件につきましては、譲受人は特に大型機械等については保有していない状況でございます。ただその状況で現在まで営農してきております。それに今回の内容が持ち分の移転ですので、特に耕作面積が増減するというような内容ではありませんので、経営農地の耕作に問題はないだろうとのことでした。法人の要件につきましては、譲受人は法人ではなく個人ですので特に問題はございません。以上、調査をしました結果、許可が相当であるとの報告でありますので審議をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号 2 について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号 2 については原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に事件番号 3 から 27 を議題といたします。地区担当調査員の田島
第 8 区平野信行推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島 8	(平野信行) 田島 8 区の平野です。12 月 13 日に直接お会いして調査をしました。譲渡人、●●●●さん 92 歳、無職です。譲受人は、○○○○さん 56 歳、◇◇◇◇兼農業ということで、息子さんであります。申請理由ですが、申請地を無償で贈与し、譲受人は生前贈与、経営移譲を受けるということです。許可の各要件の状況ですが、1 点目、下限面積要件ですが、全体で□□□□㎡、下限面積の 30 a を超えていますので申請地の取得に問題ないと思われます。2 点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、世帯合計で 180 日ほど農作業に従事されるということなのでこれも問題ないと思います。3 点目、地域との調和要件であります、今までどおり、生前贈与で経営そのものを引き継ぐ予定ですので、特に周辺農地に影響を与えるようなことはないと思います。4 点目、農地のすべてを効率よく耕作するという全部効率利用要件につきましては、管理機等を保有し、現在までそれで営農しております。特に耕作面積が増加したりすることはないので農地の耕作に問題はないと思われます。最後に、農地所有適格化法人要件につきましては、譲受人は個人ですので特に問題はないと思います。以上、調査の結果、許可が相当であると思われますので審議をお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございました。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対し、ご質疑ございませんか。
10 番	(室井文一) あの、お聞きしますが、***の***と***、***と地名が載っておりますが、水田、畑とも荒廃地はありませんか。
田島 8	(平野信行) 残念ながら、●●●●さんは 10 年ぐらい前までは耕作していたんですが、ちょっと足を怪我してしまいまして、それ以降田んぼなどは自分で耕作するんじゃなくて中間管理機構のほうに任せっきりになっておりまして、この***とか場所によっては、耕作してないところがあるのが現実です。以上です。
10 番	(室井文一) すべての農地を中間管理機構のほうにあげるんですか。
田島 8	(平野信行) 違います。中山間地域にある分は中間管理機構に任せて、畑なんかは自分でそばを作ってるんですけど、山際にある田んぼなんかは現在耕作されてない状態です。
10 番	(室井文一) 了解
議 長	他にございませんか。 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 3 から 27 ついて、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 3 から 27 については、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。
議 長	次に事件番号 28 を議題といたします。地区担当調査員の館岩第 1 区齋藤融推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。
館岩 1	(齋藤融) 推進委員、館岩第 1 区齋藤融です。事件番号 28 ですが、譲渡人、●●●●さん 59 歳、◇◇◇◇です。◇◇◇◇に勤めております。＊＊＊＊にお住まいでございます。譲受人、〇〇〇〇さん 72 歳、農業、元◇◇◇◇さんです。＊＊＊＊にお住まいです。許可を受けようとする土地の表示ですが、＊＊＊番地＊＊＊、田□□□□㎡です。これを贈与するという内容です。譲受人の経営面積ですが、田、畑合わせて□□□□㎡です。申請の理由としましては、譲渡人は、相手方の要望、譲受人は、申請地を譲り受けて隣接してます＊＊＊、□□□□㎡の田と合わせて 1 枚の田として耕作管理したいとのことでした。農地法第 3 条の許可要件についてですが、この件は問題ありませんでした。農作業常時従事要件ですが、世帯員合計で年間 340 日くらいはできるとのことです。地域との調和要件ですが、水稻を作付けする予定なので問題はありません。全部効率要件につきましては、トラクター 1 台と、軽トラック 1 台と、自宅に 2 台保有しておられ問題はありません。以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対し、ご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 28 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 28 については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に事件番号 29 から 33 を議題といたします。地区担当調査員の館岩第 2 区大山憲三推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。
館岩 2	(大山憲三) 館岩第 2 の大山憲三です。●●●●さん、譲渡人。譲受人、〇〇〇〇さんの土地に関して報告します。●●●●さんは、現在まで自分の畑で作業していたんですけども、ちょっと体調を崩して本家であります〇〇〇〇さんに無償贈与したいとの案件です。畑が 5 筆、合計で□□□□㎡です。譲受人の面積は、□□□□㎡なので下限面積は問題あり

ません。譲受人は、農業と◇◇◇◇をやっております。そんな関係で家にいる日数は180日ということで農業従事に問題はないと思われます。機械ですが、トラクター2台を所有しております。本人と会って「できる範囲はやりたいけれど、ちょっとやっぱり体の具合が悪くてできないので、本家の息子さんに無償で贈与したい。」との案です。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号29から33について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号29から33については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に事件番号34を議題といたします。地区担当調査員の舘岩第1区齋藤融推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

舘岩 1

(齋藤融) 2件目を報告させていただきます。番号34番、譲渡人、●●●●さん85歳、無職です。時々◇◇◇◇の手伝いをしているそうです。高齢ということもあり、譲受人の○○○○さん56歳、◇◇◇◇とありますが、◇◇◇◇にお勤めであります。●●●●さんが***、○○○○さんが***にお住まいですが親子であります。許可を受けようとする土地の表示ですが、***の***、畑であります。面積が□□□□㎡。これを贈与するということです。申請の理由なんですが、譲渡人は、高齢化により経営を縮小するため無償で贈与し、譲受人は、申請地を譲り受け今後耕作管理するということでした。下限面積ですが、申請地は、農用地区域外の農地でありまして、下限面積は1㎡ということで、1㎡以上ありますので問題はないかと思えます。農作業常時従事要件ですが、今後、年間家族で合計150日以上は農作業に従事をするということでありました。地域との調和要件であります。野菜を作る予定ですので他の農地に影響はないと思えます。また、現在まではトラクターを1台、リースをして使っておりまして、またトラックは1台持っておられます。当然春からになるとは思いますが野菜を作るということになりました。特に問題はないと思えます。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 34 について、原案のとおり決定すること にご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 34 については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に事件番号 36 を議題といたします。ここで農業委員会等に関する 法律第 31 条に規定する議事参与の制限に準じ、室井文一委員、渡部和幸 推進委員の退席を求めます。 (室井文一委員、渡部和幸推進委員 退席)
議 長	地区担当調査員の田島第 9 区渡部徳男推進委員から調査結果の説明を お願いいたします。
田島 9	(渡部徳男) それでは報告いたします。***地区の案件といたしまして、譲渡人は、●●●●さん。譲受人は、○○○○さんです。○○○○さんは電話等で●●●●さんと交渉を行って、所有権移転をしてもいいという返事をもらったのでした。申請理由につきましては、譲渡人は、農業を廃止するため申請地を 10 a 当たり△△△△円で売り渡し、譲受人は、小作している申請地を買い受けて引き続き田んぼを耕作管理するということであります。許可条件の 1 つ目ですが、申請地は農用地区域内の農地でありますので、下限面積は 30 a ですが、譲受人の現在の経営面積は田畑合わせて□□□□㎡であり、問題はありません。2 つ目の、年間 150 日以上に従事ですけれども、これにつきましても 270 日と問題はありません。3 つ目の地域との調和要件としましては、現在も小作として借り受けており水稻を作付けする予定であり、他の営農に影響を与えることはないと思われます。4 つ目、今回の申請農地を含め所有している農地、借り受けている農地すべてを効率的に耕作するという全部効率利用要件につきましては、トラクターなどの大型機械を所有しておりますので問題はないと思われます。最後、個人ですので、農地所有適格化法人は該当しないので、個人で営農しておりますので問題はないと思ひます。以上、許可相当と思われますので審議をお願いいたします。
議 長	はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。 本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 36 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 36 については、原案のとおり決定いたしました。 ここで室井文一委員の入室を許可します。
議 長	(室井文一委員、入室) 次に事件番号 37 及び 38 を議題といたします。ここで農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限に準じ、渡部和幸推進委員は、事件番号 36 に引き続き退席いたします。 それでは、地区担当調査員の田島第 9 区渡部徳男推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。
田島 9	(渡部徳男) 引き続き報告いたします。これも同じく***地区の案件でして、譲渡人が、●●●●さん 76 歳、譲受人は、○○○○さん 69 歳であります。理由といたしまして、譲渡人は、農業を廃止してしまして、10 a 当たり△△△△円で売り渡し、譲受人は、小作している申請地を買い受けて耕作管理します。5 つの中のまず 1 点目、下限面積要件ですが、申請地は農用地区域内の農地でありますので、下限面積は 30 a です。田畑合わせて□□□□㎡であり、問題はありません。2 つ目の、年間 150 日以上に従事ですけれども、これも年間 270 日従事しておりますので問題はありません。3 つ目、地域との調和ですが、現在も小作として借り受けている農地であり水稻を作付けする予定ですので、他の営農に影響を与えることはないと考えられます。4 つ目、今回の申請農地を含め所有している農地、借り受けている農地すべてを効率的に耕作するという全部効率利用要件につきましては、トラクターなどの農機具を保有しておりますので問題はありません。最後、○○○○さんは個人経営ですので、法人ではないので問題はありません。以上、審議をお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございました。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対し、ご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 37 及び 38 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 37 及び 38 については、原案のとおり決定いたしました。 ここで渡部和幸推進委員の入室を許可します。
	(渡部和幸推進委員 入室)
議 長	次に事件番号 39 を議題といたします。地区担当調査員の田島第 9 区渡部徳男推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。
田島 9	(渡部徳男) 報告いたします。3 件目につきましては、***地区の案件であります。譲渡人、●●●●さん 78 歳、譲受人、○○○○さん 57 歳。12 月 13 日直接、○○○○さんにお会いして確認してまいりました。申請理由としまして、譲渡人は農業を廃止するため譲渡、まだ、単価は未定なんですけど、10 a 当たり△△△△円ということで、正式にはまだ決まっておりません。譲受人は、申請地を買い受けて家庭菜園として耕作管理する予定であります。5 つの要件ですがまず、1 点目、ここは農用地区域外の農地ですので下限面積は 1 m²になりまして、譲受人の経営面積はありませんが、申請地の面積が 1 m²を超えていますので問題ありません。2 つ目、原則年間 150 日以上に従事しておりますが、年間 150 日以上従事する予定なんで問題ありません。地域との調和要件ですが、申請地には、蔬菜を作付けする予定ですので他の農地に影響を与えることはないと思われます。4 つ目、今回の申請農地を含め所有している農地、借り受けている農地のすべてを効率的に耕作するという効率利用要件ですけども、トラクターなどの大農機具は持っておりませんが□□□□m²と小さい農地ですので鍬などを利用した耕作をしたいと本人は言っておりました。最後、○○○○さんは個人なので法人の要件は該当しません。以上、審議をお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございました。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対し、ご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 39 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 39 については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に事件番号 40 から 43 を議題といたします。地区担当調査員の田島第 3 区星仁推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島 3	(星仁) ***区担当の星仁です。譲渡人は、●●●●さん 68 歳、農業です。譲受人は、○○○○さん 49 歳、◇◇◇◇です。今回、●●●●さんの方に伺ってきました。土地の表示が違っているので訂正お願いします。***字***ではなく、***です。今回空き家バンクで登録していたところを買っていただいたということです。本来ですと、建物と家と倉庫だけということだったんですが、「それでは困る」ということで畑のほうも一緒に買っていただいたとのことでした。○○○○さんは、農業未経験ということで、こちらに来て耕作するのは、●●●●さんが手伝いするので大丈夫かと思います。下限面積は、農振農用地区域外の農地でするので問題はないと思います。原則 150 日以上農作業ということで、こちら息子さんといらっしゃるんでこれも問題ないと思います。ただ、2 地区にわたって生活されるということで、多分休みの日じゃないと来れないと思いますけど、これもやられるということなんで大丈夫だと思います。地域との調和要件ですけど、この土地の所在地周辺の方には挨拶には回ってるみたいで、手伝ってもらおうという話になっており、これも問題ないと思います。耕運機等も今は持ってないんですけど、周りの人、近所の人に借りたり、教えてもらいながらやりたいという話でした。最後に、譲受人は個人でするので問題はないと思われます。以上で審議のほどよろしくお願いします。
議 長	(五十嵐伸人) ○○○○さんは、退職したらこちらに戻ってくるということ？もともとこちらの人？
田島 3	(星仁) そうです。***の息子さんに***の自宅を譲ってこちらに住まわれるというような。
議 長	(五十嵐伸人) はい、わかりました。
議 長	はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対し、ご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 40 から 43 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 40 から 43 については原案のとおり、決定いたしました。 以上で議案第 1 号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第5条許可後の変更申請について」を議題といたします。

事件番号第1について、地区担当調査員の田島第1区渡部昭雄推進委員から結果を報告願いたします。

田島1 (渡部昭雄)12月11日に電話で連絡を取りました。譲渡人は、●●●●●です。譲受人、こちらは○○○○。○○○○さんです。内容は、宅地造成を目的とした転用許可。平成31年3月15日に宅地造成事業を完了しましたが、土地区画整理事業が完了していない為に地目変更登記ができず、転用事業が完了しておりませんでした。今後、○○○○のほうで建売住宅を作って売りたいと、都市計画地域ですので駅、郵便局、スーパーと非常に利便性が良く、最適であると判断し、事業目的、主体を変更し引き継ぐことにしました。以上でございます。

議 長 はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第6「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島1 (渡部昭雄)12月11日に直接●●●●●さんの旦那さんに話を聞きにまいりました。譲受人は、○○○○さん、◇◇◇◇の職員です。現在、****のアパートに住んでおりまして、子供が大きくなり手狭になったので家を建てたいということで家を探していたんですが、最初は都市計画地内を探していたんですが、値段とかなかなか交渉がまとまらず、土地を探していたんですが、***字***、畑□□□□㎡、ここは、駅とかは遠いんですが環境も非常にいい、静かでということで決めたそうです。資金面とか、周りの畑ですとか農地に関しては特に問題はございません。以上です。

議 長	はい、ありがとうございました。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対し、ご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること にご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) ありがとうございます。異議なしと認め、事件番号1については、原 案のとおり決定いたしました。
議 長	続きまして事件番号2について、地区担当調査員の田島第1区渡部昭 雄推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。
田島 1	(渡部昭雄) 1点目の件です。●●●●さんから譲受人の○○○○さん、 建売住宅を建てたいということで話がまとまりました。交通の便も非常 にいいということでお互いに納得して契約が成立しました。以上でござ います。
議 長	はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対し、ご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定すること にご異議ございませんか。
田島 2	(星又右エ門) 議長、なんでこの問題は9ページでやって、11, 12 ペー ジでなんで協議しなきゃなんないの？根拠はなんなの。
事務局	なぜ2回審議しなければならないかといいますと、転用事業が完了し ていない場合は、事業の承継、継承をしていただいてから、改めて転用 の許可を取っていただく手続きに農地法上なっていますので、こういう 手続きになっています。
田島 2	(星又右エ門) 受けられないじゃないの。最初の事業完了してないうち に、この農業委員会として審議することができないじゃないのか、受け られないじゃないの。
事務局	事業計画変更申請をしまして、それが承認されれば転用許可を。

田島 2	(星又右エ門) 誰が承認。
事務局	農業委員会で。さきほど。
田島 2	(星又右エ門) よく説明してください。よくわかるように説明してください。
事務局	8 ページ、9 ページになりますけども、最初に、農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請がございまして、当初計画者でありますけども、宅地造成を目的とした造成事業そのものは完了したんですが、都市計画事業がまだ完了しておりませんでしたので地目変更ができない状態でした。転用事業が完了しないということで、まず、事業計画変更申請ということをしていただく必要があります。事業計画変更なんですが宅地造成、今度は宅地造成のところに建売住宅を建てるという事業計画変更。事業主体が当初計画者から承継者に代わるという計画の変更、その変更をまず農業委員会の総会で承認をいただくと、総会で承認をいただければ改めて農地法第 5 条の転用許可申請を審議するような形になります。
田島 2	(星又右エ門) 日を改めてやるならわかっけど、日を改めねえで。これやってっから、なおさら困るわけ。
10 番	(室井文一) なんで当初計画者から継承者に代わんなきゃいけないの？
事務局	最初に転用許可が出てるのは当初計画者に対して出ています。この場合ですと●●●●が事業主体で、事業目的は宅地造成。今度違う計画に継承しますので内容が違ってくる、主体が○○○○になって、事業主体が代わってしまう。事業の目的の建売住宅を建てる、代わってしまうということです。
10 番	(室井文一) ●●●●のままではいけないんですか。
事務局	家を建てるということならいいんですけど、今回は、承継者がここに建売住宅を建てたい。宅地造成したところに建てたいということですからこういった手続きになってきます。
10 番	(室井文一) あ～そうか、
議 長	ややこしいな。
事務局	ややこしいと思います。
議 長	ご理解いただけたでしょうか。

田島 1	（渡部昭雄）今の件なんです、私この件についての同じような内容を何回も報告してるんです。農業委員会総会で。今更、なんかなあと思ったんですけど。
議 長	（五十嵐伸人）さっき言った、又右エ門さん言った今日決まったことを次に進める、同じ総会で進めるってこと、大丈夫なの？
事務局	承認いただきましたので、承認されなければそのまま廃案でございます。
議 長	他にございませんか。
議 長	（「ありません。」の声あり） 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	（「異議なし」の声あり） 異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。 以上で議案第3号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第7「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局から議案の説明をしてください。
事務局	事務局の馬場です。私のほうから議案第4号農地利用集積計画決定について説明いたします。議案書14ページ、利用権設定内訳12月分をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。再設定ですが、田が7筆□□□□㎡、畑が2筆□□□□㎡となっております。新規は、田が115筆□□□□㎡、畑が2筆□□□□㎡となっております。再設定と新規合わせて、田が122筆の□□□□㎡、畑が4筆の□□□□㎡となりまして、合計が、126筆の□□□□㎡となっております。続きまして、15ページからは利用権設定一覧となっております。詳細については、省略いたしますが使用貸借権の設定についてだけ説明いたします。議案書の19ページの95番から97番までの***の***と***地区、それから次の20ページの番号110番の***の***地区、それから番号、115番から119番までの***の***地区の計9筆が設定されておりますが、これらにつきましては、いずれも耕作してもらえなら借賃はいらないと、貸付人の意向によるとこということでございます。以上で説明終わります。
議 長	はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (五十嵐伸人) ◆◆◆◆さん、あまり無理しねえ方がいいんじゃないの。心配になっちゃう。

議 長 ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案については、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第4号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第8「議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局 事務局の馬場です。私のほうから議案第5号農用地利用配分計画(案)に対する意見についての内容をご説明いたします。23ページの伊南・南郷地域農用地利用配分計画(案)一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、農地中間管理事業による利用権設定になるわけなんですけど、以前もご説明したかと思いますが、中間管理事業につきましては、法改正で変わって、以前は、町の公告で集積の公告をし、その後配分計画を県へ報告をする2段階構えで実施してきたわけですが、それが事務の省略化ということで、町の公告一括で集積計画が一括でできるという形に変わりました。今回この配分計画につきましては、以前中間管理事業を実施しまして配分までしているんですけど、その後、今回借受人が変更になるということで、変更の場合につきましては、このように配分計画をしなきゃいけないことになっておりますので、こういう形になっております。内容は、今説明いたしましたが、3件の案件がございます。いずれも当初の配分計画で決定した内容から借受人が変更するためのものとなっております。先ほど説明した議案第4号、集積計画のほうには当然記載はございません。貸借の期間についてですが、農地中間管理事業の場合、通常10年以上の利用権設定をすることになっておりますが、今回は当初計画の10年から今回新たな借受人は残りの年数ということになっておりますので、その表の右側から2つ目になっておりますが、そちらの年数になっているということです。また、新たな借受人の方につきましては、認定農業者、地域の中核的農家であるということでございますので特に問題はないかと思われます。配分案の内訳につきましては、◆◆◆◆が9筆の□□□□㎡、続きまして、***の***の◆◆◆◆さん、1筆の□□□□㎡、***の◆◆◆◆さんが1筆の□□□□㎡となっております。以上で説明終わります。

議 長	はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対し、ご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました 以上で議案第 5 号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第 9「議案第 6 号 耕作放棄地の非農地判断について」を議題といたします。事務局から議案の説明をしてください。
事務局	(局長) 私のほうから、議案第 6 号耕作放棄地の非農地判断についてをご説明いたします。議案書の 24 ページから 31 ページまで、資料の方ですが、資料 3 をご覧いただきたいと思います。今回非農地判断を実施したわけですが、***字***地区ということになります。調査しました委員につきましては、議案書記載のとおり農業委員会からは平野恒二委員、山内敬委員が出席しております。ご多忙中調査をしていただき感謝を申し上げます。事務局からは私、事務局長と伊南総合支所の振興課から河原田庄佐課長補佐・齋藤友一事務補助員に出席していただいております。非農地判断の取扱い要領でいきますと、現地調査は、委員 2 名以上、事務局が 1 名以上で実施するというような決まりになっておりますので、今回の非農地判断につきましては有効なものというようになっております。現地調査の概要につきまして、筆ごとの内容につきましては、議案書記載のとおりとなっております。対象農地の B 分類と判定した対象年度でございますが、議案書にも記載しておりますが 2018 年度、平成 30 年度となっております。一部空欄もございますが今回の調査で B 分類としたものであります。調査日は、今年の 11 月 17 日に行っております。それから現地の非農地調査をした筆数の合計ですが、1 番最後に記載ございますが、168 筆、面積の合計が□□□□㎡となっております。これを確認地目別の筆数、面積で申し上げますと、山林が 144 筆□□□□㎡、原野が 23 筆の□□□□㎡、公衆用道路というものがございまして、1 筆の□□□□㎡となっております。***の場所でございますけども、資料 3 をご覧いただきたいと思います。資料 3 の 1 ページをご覧いただきたいんですが、大変小さい文字で申し訳ございませんが、伊南総合支所から南のほう、伊南川の上流に 2 キロほど行ったところに***地区がございまして、ここで言いますと、県道 351 号大倉大橋浜野線という道路が走っております。この道路の西側の山側に存在する農地ということで資料 1 ページですと朱色で囲んだ位置でございます。それから資料の 2 ページをご覧ください。そこに白く塗ってある

部分、囲んである部分ですが、ここが今回判定した部分でございまして、朱色で矢印が記載されておりますけれども、これが現場に行って写真をどちらの方向から撮ったかということで、これは前回もそうで、税務課、法務局に提出する際に必要な資料ですので、今回特に審議という部分ではありませんが、このような形で現地を確認しております。それから資料の5ページをご覧くださいなのですが、非常に今回筆数が多かったということと、1番多かったのはといいますと、5ページの1番上にございます山林化した農地ということで、植林された杉林や雑木林で、なかなか現実的に境界とかもなかなかわかりにくいという状況の農地もございました。次に、2番目の写真が原野化した農地ということで茅等が繁茂してるような状況の農地もございました。以上が現地調査した内容となりますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 よろしいですか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案については、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第6号の審議を終了いたします。
総会に付議された議事案件は全て終了いたしました。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。

事務局 (事務局長 業務日程について説明)

議 長 はい、ありがとうございます。その件につきまして皆さんから何かありましたら質問をお願いします。
よろしいですか。

議 長 それではその他に入ります。

事務局 (事務局長から新年会についての案内、説明)

議 長 忘年会のほうも今年は全然なかったということで、できれば皆さん奮
ってご参加できればなあと思っています。よろしくお願いいたします。
皆さんから他にございませんか。

(非農地判断した農地から伐採した杉木など、有効活用しているか。雇
用の安定化も含めて林政係と共有したい等の意見有)

議 長 ないようなので、職務代理者から閉会の言葉をお願いします。

職務代理 令和2年の最後の貴重な時間をありがとうございました。
これを持ちまして令和2年の第12回南会津町農業委員会総会を閉じ
たいと思います。ありがとうございました。

閉会 午後 2時 55分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、そ
の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

10 番

1 番